

中野区いじめ等対応支援特別委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 中野区いじめ防止基本方針に基づく、中野区立小学校及び中学校（以下「区立学校」という。）におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応及び重大事態への対処（以下「いじめの防止等」という。）を行うため、中野区いじめ等対応支援特別委員会（以下「特別委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 特別委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) いじめの防止等のための対策の協議
- (2) いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に規定する事態（以下「重大事態」という。）の調査及び調査結果の教育委員会への報告
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(特別委員会の構成)

第3条 特別委員会は、6人以内の委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 法律、心理、医療、福祉等に関する専門的な知識を有する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及びその職務)

第5条 特別委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、特別委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(招集)

第6条 特別委員会は、委員長が招集する。

(会議)

第7条 特別委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 特別委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 特別委員会の会議は、公開とする。ただし、特別委員会が特に必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(関係者の出席等)

第8条 特別委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

(委員の守秘義務)

第9条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 特別委員会の庶務は、教育委員会事務局指導室において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、特別委員会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、2020年4月1日から施行する。

附 則 (2020年教育委員会要綱第29号)

この要綱は、2020年12月23日から施行する。